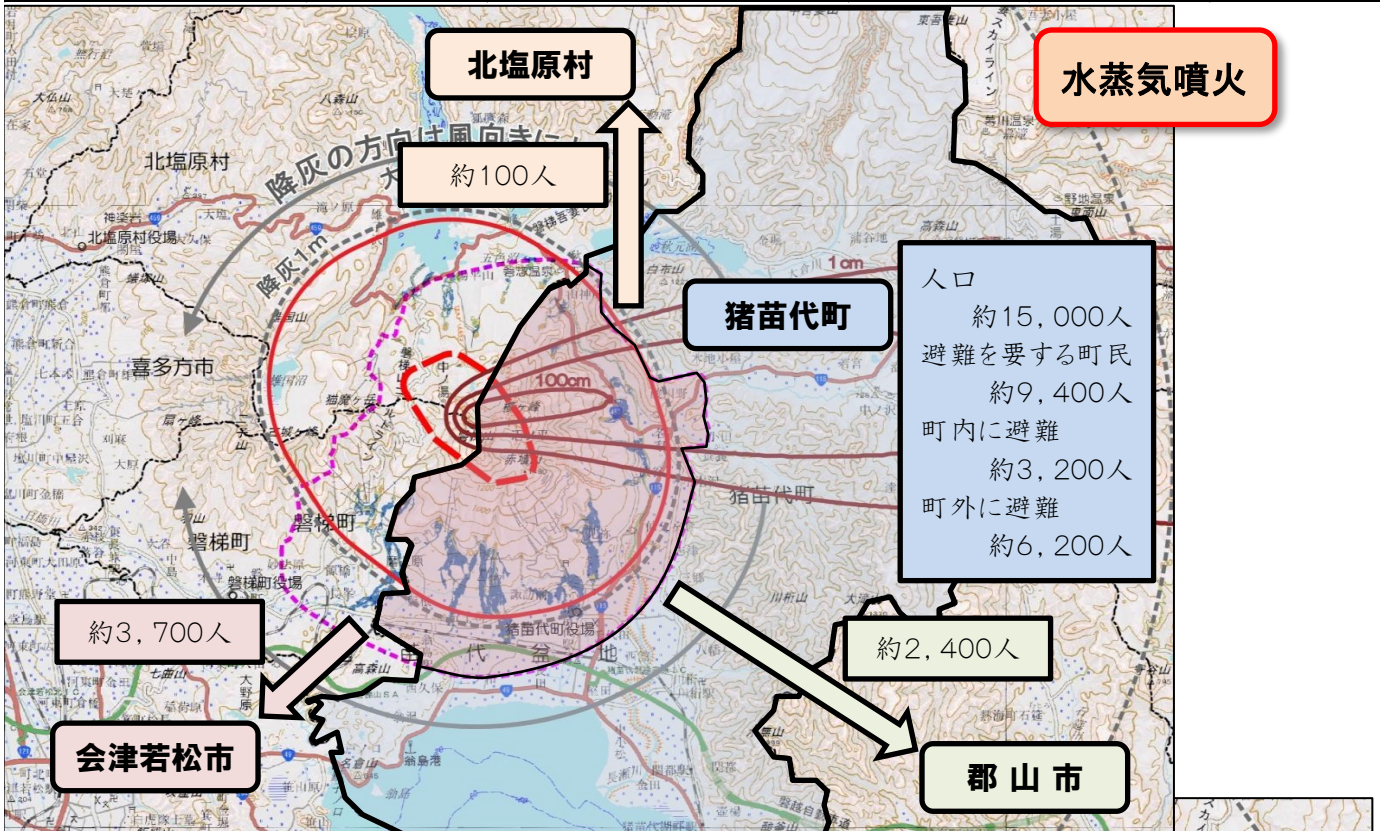


磐梯山火山噴火時における猪苗代町民の町外広域避難（概要）

避難想定イメージ

	避難を要する町民等	町内に避難	町外に避難	避難先		
				郡山市	会津若松市	北塩原村
水蒸気噴火	9,400	3,200	6,200	2,400	3,700	100
積雪期のマグマ噴火	10,400	1,500	8,900		8,800	100



磐梯山火山噴火時における猪苗代町民の町外広域避難（概要） （水蒸気噴火による噴石及び火砕サージを想定）

協定の目的

磐梯山の火山噴火災害時において、猪苗代町民が安全に避難できる体制を確保するため、猪苗代町からの避難者の受入れ及び避難所の提供等について協定を締結する。

協定内容

○避難想定等

- ・ 磐梯山の水蒸気噴火により噴石や火砕サージの影響を受ける範囲に居住する猪苗代町民約9,400人中、約3,200人が町内の避難所に、約2,400人が郡山市へ、約3,700人が会津若松市へ、約100人が北塩原村へ避難
- ・ 郡山市及び会津若松市では避難中継所を設け、市内の各避難所へ移動

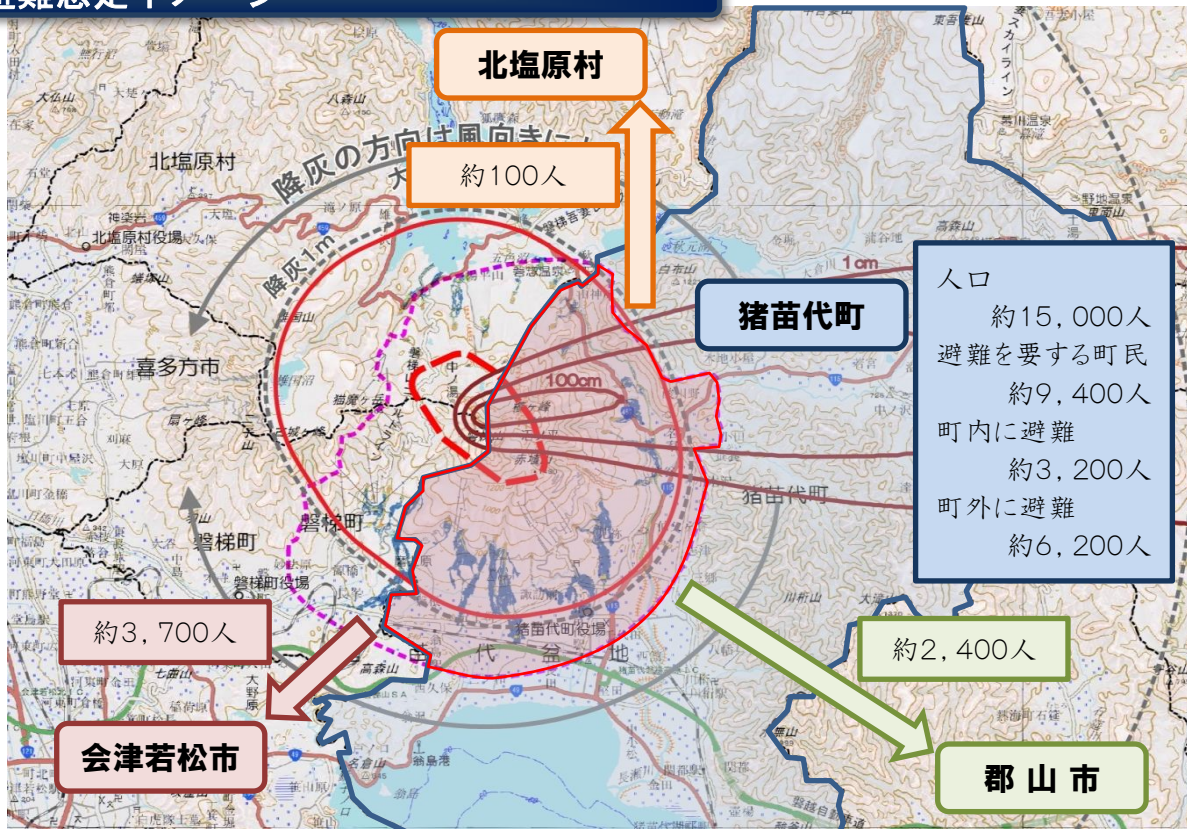
○受入れ自治体の役割

- ・ 避難中継所及び避難所の提供
- ・ 避難所開設受入れ業務（体制が整い次第、猪苗代町へ運営を移行）
- ・ 避難物資等に不足が生じた場合の物資の貸与又は提供 等

○その他

- ・ 災害時において、協定による町外広域避難が円滑に実施されるよう、平素から情報の交換を行う

避難想定イメージ



猪苗代町

磐梯山火山噴火時における猪苗代町民の町外広域避難（概要） （マグマ噴火による噴石、火砕サージ及び融雪型火山泥流を想定）

協定の目的

磐梯山の火山噴火災害時において、猪苗代町民が安全に避難できる体制を確保するため、猪苗代町からの避難者の受入れ及び避難所の提供等について協定を締結する。

協定内容

○避難想定等

- ・ 磐梯山のマグマ噴火により噴石、火砕サージや融雪型火山泥流の影響を受ける範囲に居住する猪苗代町民約10,400人中、約1,500人が町内の避難所に、約8,800人が会津若松市へ、約100人が北塩原村へ避難
- ・ 会津若松市では避難中継所を設け、市内の各避難所へ移動

○受入れ自治体の役割

- ・ 避難中継所及び避難所の提供
- ・ 避難所開設受入れ業務（体制が整い次第、猪苗代町へ運営を移行）
- ・ 避難物資等に不足が生じた場合の物資の貸与又は提供 等

○その他

- ・ 災害時において、協定による町外広域避難が円滑に実施されるよう、平素から情報の交換を行う

避難想定イメージ



磐梯山火山噴火時における磐梯町民の町外広域避難（概要） （マグマ噴火による噴石、火砕サージ及び融雪型火山泥流を想定）

協定の目的

磐梯山の火山噴火災害時において、磐梯町民が安全に避難できる体制を確保するため、磐梯町からの避難者の受入れ及び避難所の提供等について協定を締結する。

協定内容

○避難想定等

・ 磐梯山のマグマ噴火による噴石や火砕サージ、融雪型火山泥流により町内の避難所の機能が維持できなくなることから、被害想定区域内居住の磐梯町民約2,500人が会津若松市へ避難（平成29年12月25日協定締結）

・ 西部地区は直接の被害は少ないと想定されるが、火山泥流により道路が分断され、孤立化する可能性があるため、西部地区住民約1,000名のうち、約200名が町内の避難所に避難し、約800名が喜多方市へ避難。

○受入れ自治体の役割

- ・ 避難中継所及び避難所の提供
- ・ 避難所開設受入れ業務（体制が整い次第、磐梯町へ運営を移行）
- ・ 避難物資等に不足が生じた場合の物資の貸与又は提供 等

○その他

・ 災害時において、協定による町外広域避難が円滑に実施されるよう、平素から情報の交換を行う

避難想定イメージ



磐梯山火山噴火時における猪苗代町民及び磐梯町民の 町外広域避難に関する協定書

会津若松市（以下「甲」という。）と猪苗代町及び磐梯町（以下「乙」という。）は、磐梯山で火山噴火が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山噴火災害時」という。）における乙の町民の町外広域避難（以下「町外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が町外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（町外広域避難の基本的事項）

第2条 乙の町民の生命及び身体を火山噴火災害から保護するため、乙が町外広域避難の必要があると認めた場合は、甲は、乙の町民を受け入れないことについて正当な理由があるときを除き、乙の町民を受け入れるものとする。

2 甲は、指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部を乙の避難所又は避難中継所（以下「避難所等」という。）として提供する。

3 避難所の開設等受入業務は、乙の要請を踏まえて甲が行うものとする。この場合において、甲は、できるだけ早期に乙に避難所等の運営を移管するものとする。

4 乙は、町外広域避難の実施にあたっては、甲の負担が過大とならないよう配慮するものとする。

（町外広域避難の受入要請等）

第3条 甲に対する町外広域避難の受入要請は、乙が行うものとする。

2 前項の受入要請は、磐梯山火山噴火災害時における町外広域避難受入要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、乙と町外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 甲が町外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、火山噴火災害時の状況、避難者の収容状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、乙が甲と協議して決定する。

（必要物資等）

第5条 避難所等の運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）は、乙が確保する。

2 前項の必要物資が不足する場合は、乙が甲に対し必要物資の一部を貸与又は提供するよう要請することができる。

(費用の負担)

第6条 町外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。

2 乙は、前項の費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用の一時繰替の支弁を求めることができる。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定による町外広域避難が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。また、火山噴火災害時における連絡体制を整え、変更があったときは、速やかに報告し、更新するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月25日

甲

会津若松市長 室井 照平

乙

猪苗代町長 前後 公

磐梯町長 五十嵐 源市